三郷市立戸ケ崎小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校は、学校教育目標「自ら考え正しく判断し行動する子」の実現に向け、「かしこい子」「やさしい子」「たくましい子」を教育活動の柱とし、児童一人一人のよさや可能性を認め、安心して自分らしく学び、成長できる学校づくりを進める。

また、三郷市の教育「『社会力』の育成」を踏まえ、「学校＝地域の拠点」「探究的な学びの充実」「本でつながる」を大切にする。異年齢交流や地域人材の活用、協働的な学び、読書活動等を通して、児童が社会の一員としての自覚をもち、他者と関わり、認め合いながら、よりよい社会を自らつくろうとする力を育む。

いじめは、児童の尊厳を傷つけ、安全で安心な学校生活と健やかな成長を脅かす重大な人権侵害である。本校は、教育プランに示す「安心と認め合いに支えられた学び」と、誰一人取り残さない個別対応を基盤として、自他を認め、違いを肯定できる児童を育てるとともに、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、いじめを生まない環境づくりに取り組む。

本校において、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処が計画的かつ組織的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月改訂）」、「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針（令和７年８月改定）」及び「三郷市いじめの防止等のための基本的な方針（令和８年２月改訂）」に基づき、本校の基本方針を定める。

特に、SNS 等への暴力行為やいじめの様子の投稿・拡散は、新たな被害や二次的な人権侵害を生じさせるおそれがあることから、学校内外を問わず、いじめや暴力行為等を見過ごすことなく、早期に認知し、迅速かつ組織的に対応する。

1　いじめの未然防止

(1) 人間力を高める道徳教育の充実

・道徳の授業では、児童生徒の心が揺さぶられる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。また、道徳の授業をはじめ全教育活動をとおして、考え、議論することにより、正面からいじめ問題に向き合う。

・教育活動全体を通じ、「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という、人間性豊かな心を育てる。

・学校公開日・授業参観日等で、年間一回は、全担任が道徳授業を公開する。

(2) 豊かな体験活動の充実

・学校行事や児童会活動を通して、友だちと理解し合い交流し合う喜びを実感させる。

・福祉体験、ボランティア体験、職業体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。

(3) 児童会主体の取組

・児童代表委員会が内容を企画し、定期的に異学年の交流活動を行う。また、異学年で清掃を行うことを通して協力性を高めるとともに、上学年への憧れ感や下学年への思いやりの気持ちを持てるようにする。

・「わくわく集会」を計画・実施し、学級の団結力を高めると同時に、保護者や地域と児童との繋がりの場とする。

・児童一人一人が「笑顔いっぱい宣言カード」を作成し、全学級に掲示する。

(4) 意識の啓発

・11 月に児童集会を開催し、「笑顔いっぱい宣言」（いじめ撲滅宣言）を行う。

・11 月に人権教育週間を設け（2 週間）、生命尊重の精神や人権感覚を育む。

(5) 様々な背景を有する児童への配慮

・学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。環境の変化に適応しにくい児童や SOS を発信しにくい児童の心身の状況を十分に理解し、心のケアといじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(6) 学校ホームページへの掲載

・学校いじめ防止基本方針について、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。

2　早期発見のための対策

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

・教職員は、児童に積極的に言葉がけをして、児童とのコミュニケーションを図り、児童の小さな変化を見逃さないようにする。

・「日記」等を活用して、児童の実態把握と適切な指導に努める。

・休み時間や昼休み等、児童の様子に目を配り、「児童がいる所には、教職員がいる」ことを目指す。

・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) 教育相談の実施体制

・児童及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と児童の信頼関係を築き、次の通り相談体制を整える。

①いじめ相談窓口（教頭及び学年主任）

②第 1 教育相談室、第 2 教育相談室、第 3 教育相談室との連携

③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

④授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携

⑤教育相談日の設定（月 1 回）

・「いじめ防止アンケート」を毎月行い、必要に応じて教育相談を実施する。また、「心のポスト」を設置し、児童一人一人の心に寄り添う。

(3) 校内研修の実施

・児童理解に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を年間研修計画に位置づけ、教職員の意識啓発を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

・インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員・児童・保護者を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。

・ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。

・1 人 1 台端末や SNS 等を利用したいじめの未然防止及び早期発見に努める。

・暴力行為やいじめの様子を撮影し、SNS 等に投稿・拡散する行為は、被害児童にさらなる苦痛を与え、犯罪行為や人権侵害に該当する場合があることについて、児童及び保護者への啓発を行う。
・インターネット上のいじめを認知した場合は、保護者、教育委員会及び必要に応じて警察等の関係機関と連携し、迅速に対応する。

(5) 生徒指導全体会での共通理解

・「いじめ防止アンケート」の結果を、全職員に周知し、初期対応を共通理解する。
・専科や少人数指導、養護教諭等から児童の様子を報告し、気になる行動については対応を検討し、共通行動で指導にあたる。

3　いじめの対応

(1) 適切な実態把握

・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。

(2) 組織的な対応

・いじめの事実が確認された場合は、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校組織として事実の共通認識、対応の共通理解を図り、組織として一貫した対応をする。
・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。
・教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、個人で判断したり抱え込んだりすることなく、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。
・ささいな兆候や懸念、児童からの訴えについても、対応不要と個人で判断せず、直ちに同委員会へ報告・相談し、組織で情報を共有する。
・各教職員は、いじめに係る情報及び対応の経過を適切に記録する。

(3) 児童への指導、支援

・いじめを受けた児童の状況や心情を丁寧に聴取し、被害児童を徹底して守り通すとともに、安全・安心を確保し、児童の状況に合わせた継続的な心身のケアを行う。
・いじめを行った児童に対しては、状況や心情、行為に至った背景等を丁寧に把握し、再発防止に向けた適切な指導を行うとともに、児童の状況に応じた継続的な指導及び支援を行う。
・周囲ではやし立てる行為は、いじめていることと同じであることを理解させ、相手の立場や被害児童の気持ちを考えさせる。
・見て見ぬふりをする児童に対しては、傍観はいじめ行為への加担と同じであることに気付かせ、いじめを知った場合には教職員等に知らせる態度を養う。

(4) 保護者との連携

・いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。また、いじめを行った児童の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。
・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との具体的な連携方法を協議する。

(5) 関係機関への報告・相談

・いじめを認知した場合には教育委員会に報告する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、吉川警察署と連携して対処する。特に、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに吉川警察署に通報し、援助を要請するとともに教育委員会へ報告する。

(6) いじめの解消とは

・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている状態とする。

①いじめに係る行為が、少なくとも 3 か月間止んでいること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（本人及び保護者への面談等により確認する）

・上記の要件を満たし「解消している」状態に至った場合であっても、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、被害児童及び加害児童について日常的に注意深く見守る。

・いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底して守り通し、安全・安心を確保するとともに、いじめ防止対策委員会が支援内容、情報共有及び役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

4　校内組織

(1)「いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）」を設置する。

〈構成員〉校長・教頭・教務主任・生徒指導部員（教育相談部員）・養護教諭

〈活動〉

①早期発見に関すること。（教育相談等）

②未然防止に関すること。

③対応に関すること。

④いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深める取組。

〈開催〉月 1 回を定例会とし、いじめ事案発生時は、緊急開催する。

(2) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

①重大事態（疑いを含む）が発生した場合は、「いじめ重大事態対応マニュアル」に定める様式により、直ちに三郷市教育委員会へ報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応委員会」を設置する。

〈構成員〉校長・教頭・主幹教諭、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭

③「緊急いじめ対応委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④「緊急いじめ対応委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について協議する。

⑤「緊急いじめ対応委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。

・児童又は保護者から、いじめにより重大な被害が生じたとの申立てがあった場合は、学校が重大事態ではないと考えた場合であっても、その申立てを学校が把握していない重要な情報として受け止め、重大事態として速やかに教育委員会へ報告し、調査に当たる。申立てがあった場合には、必ず調査を実施する。
・重大事態に該当するにもかかわらず、対象児童又は保護者が望まないことを理由として重大事態として取り扱わないことはしない。

(3) 学校評価項目への位置付け

・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

附則１　本方針は、令和４年４月１日より施行する。
附則２　令和６年４月１日より一部改正する。
附則３　令和７年４月１日より一部改正する。
附則４　令和８年４月１日より一部改正する。
附則５　令和８年10月１日より一部改正する。